

## 授業料徴収猶予(延納・分納)の家計基準(計算方法)について

授業料徴収猶予は、以下に示す計算方法により、家計評価額(\*)がゼロ円以下になれば、許可されます。

### ◎ 家計評価額の計算方法

$$\boxed{\text{家計評価額(*)}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

(別表1参照)                      (別表2参照)

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{給与所得}} + \boxed{\text{その他所得}}$$

(①給与所得参照)                      (②その他所得参照)

[総所得金額の計算方法]

### ◎ 総所得金額の計算方法

#### ① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む)の場合は、収入金額(税込、千円未満は切り捨てます。)から、次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額(税込)	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

(計算例)

給与収入が104万の場合  
 $104万 - 104万 = 0$

給与収入が150万の場合  
 $150万 - (150万 \times 0.2 + 83万) = 37万円$

給与収入が400万の場合  
 $400万 - (400万 \times 0.3 + 62万) = 218万円$

給与収入が750万の場合  
 $750万 - 258万 = 492万円$

(注意点)

1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算してください。
2. 同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

#### ② その他所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、山林所得などが該当します。確定申告書の所得金額については、千円未満を切り捨てた上、そのまま算入します。(所得が2つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算方法にて計算後合算します。) ただし、マイナスの場合は0として扱います。

(備考)平成29年12月1日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。

## 別表 1

**特別控除額**(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と生計を同一にする者について控除できます。)

## 《A. 本人を対象とする控除》

学部学生・大学院学生                  自宅通学者    280,000円                  自宅外通学者    720,000円

(備考)自宅通学者とは、父母等と同居し、通学している者、自宅外通学者とは、それ以外の者です。大学院学生で独立家計を営むと認められる者及び留学生は、原則として自宅通学者となります。

## 《B. 世帯を対象とする控除》

1. 母子・父子世帯 ※1    490,000円  
2. 就学者のいる世帯(就学者1人につき) ※2

就学区分		自宅通学	自宅外通学
小学校の児童		80,000円	
中学校及び中等教育学校の前期課程生徒		160,000円	
高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒	国・公立	280,000円	470,000円
	私立	410,000円	600,000円
高等専門学校学生	国・公立	360,000円	550,000円
	私立	600,000円	800,000円
大学学生	国・公立	590,000円	1,020,000円
	私立	1,010,000円	1,440,000円
専修学校生徒	高等課程	国・公立	170,000円
		私立	270,000円
	専門課程	国・公立	370,000円
		私立	460,000円
専修学校生徒	専門課程	国・公立	220,000円
		私立	620,000円
		720,000円	1,120,000円

3. 障害者のいる世帯 ※3    1人につき    860,000円  
4. 長期療養者のいる世帯 ※4    実費  
5. 主たる家計支持者が別居している世帯 ※5    最高    710,000円  
6. 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※6    実費  
7. 父母以外で生計が同一の者が収入を得ている世帯 ※7    1人につき最高    380,000円

(備考)

- ※1 同一世帯に18歳以上の者(就学者は除く)がいる場合は控除できないなど、母子・父子世帯については定義があります。  
 ※2 各種学校、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。  
 ※3 障害者の他に要介護認定(要支援認定は除く)を受けている者も控除対象となる場合があります。  
 ※4 長期療養は実費控除(最高1年)ですが、移動等に使用したタクシー料金等は控除できませんのでご注意ください。また、申請どおりに控除されない場合がありますので、ご了承ください。  
 ※5 主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は最高710,000円の控除を受けられますが、これを下回る場合は控除額はその金額になります。  
 ※6 罹災につきましては、提出した書類どおりに控除されない場合がありますのでご了承ください。  
 ※7 世帯内に父母以外で生計が同一の者が収入を得ている場合は、総所得金額に合算することがあります。この場合は最高380,000円の控除(給与収入は給与所得計算後の金額から控除します。)を受けられますが、380,000円に満たない場合は控除額はその金額になります。

## 別表 2

**収入基準額**(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と被扶養者の兄弟姉妹の世帯人員になります。)

世帯人員	(学部)		(修士課程、専門職学位課程)		(博士課程)		(附属中等教育学校後期課程)	
	1人	1,670,000円	1人	1,820,000円	1人	2,540,000円	1人	1,340,000円
2人	2,660,000円	2人	2,900,000円	2人	4,040,000円	2人	2,140,000円	
3人	3,060,000円	3人	3,340,000円	3人	4,670,000円	3人	2,480,000円	
4人	3,340,000円	4人	3,640,000円	4人	5,070,000円	4人	2,700,000円	
5人	3,600,000円	5人	3,930,000円	5人	5,480,000円	5人	2,910,000円	
6人	3,780,000円	6人	4,120,000円	6人	5,740,000円	6人	3,060,000円	
7人	3,950,000円	7人	4,320,000円	7人	6,020,000円	7人	3,200,000円	
(+1人)	(+170,000円)	(+1人)	(+200,000円)	(+1人)	(+280,000円)	(+1人)	(+140,000円)	

(備考)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに(+1人)円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します。